公　　示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について　・・・　2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請事案　・・・　4

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案　・・・　6

指定自動車整備事業者の行政処分について　・・・　9

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和８年１１月１９日

関東運輸局長　　澤井　俊

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２６Ａ０９

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和８年１０月２７日

② 申　請　者：株式会社江ノ電バス

③ 適 用 路 線：横浜市内均一運賃の一般路線バス全路線

④ 平均改定率：２０．２１％

⑤ 現行・申請運賃比較表

（単位：円）

片道運賃		通勤定期１ヶ月	
現行	申請（上限）	現行	申請（上限）
現金・ＩＣ	現金・ＩＣ		
220	280	9,850	12,600

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和８年１１月１９日

関東運輸局長　　澤井　俊

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２６Ａ０８

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和８年１０月２１日

② 申　請　者：関越交通株式会社

③ 適 用 路 線：群馬県内の一般路線バス全路線

④ 平均改定率：２１．２％

⑤ 初乗り運賃：２５０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１８０円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
前橋駅～上小出	280	280	430	10,920	18,400
高崎駅～三ツ寺	440	440	670	17,160	28,660
渋川駅～御蔭	400	400	530	14,430	20,110
後閑駅～猿ヶ京	1,100	1,100	1,440	32,760	49,620
水上駅～宝川入口	1,300	1,300	1,690	36,660	52,190

※　申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月19日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B54号　乙目　美里

1．令和8年9月14日

2．群馬地区（旧群馬県A地区）

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請の概要

令和元年8月30日付け公示の下記時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

（ア）普通車　　上限運賃

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月19日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B57号　有限会社　滝口製作所

1．令和8年10月23日

2．山梨地区（旧山梨県B地区）

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

（ア）特定大型車　　上限運賃

（イ）大型車　　上限運賃

（ウ）普通車　　上限運賃

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月19日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B55号　山嵜　厚子

1．令和8年9月14日

2．千葉地区

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

（ア）普通車　　B運賃

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月19日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B56号　株式会社　ケアステーションかりん

1．令和8年10月19日

2．京浜地区

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

令和元年8月30日付け公示の下記時間制運賃について、初乗時間を30分加算時間を15分に短縮する。

（ア）特定大型車　　E運賃

（イ）大型車　　E運賃

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月19日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B58号　大杉　光生

1．令和8年10月23日

2．埼玉南部地区

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

（ア）普通車　　下限運賃

公　　示

道路運送車両法第９３条、同法第９４条の８第１項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

１．事業者の氏名又は名称及び住所
両毛丸善株式会社
代表取締役　河内　覚
栃木県足利市問屋町１５３５番地１２

２．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
両毛丸善株式会社　太田西部給油所
群馬県太田市下田島町３１２番地
認証番号　　第７－３６９５号
指定番号　　関東指第７－９９７号

３．処分の内容
（１）自動車特定整備事業の事業の停止命令
停止期間　令和８年１１月１６日　から
令和８年１１月３０日　まで　１５日間

（２）保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間　令和８年１１月１６日　から
令和８年１２月２５日　まで　４０日間

４．処分の理由
道路運送車両法第９１条第１項、第９１条第３項、第９１条の３、第９４条の５第１項及び第９４条の６第１項の規定違反

令和８年１１月１０日

関東運輸局長　澤井　俊